

時事会計 No.29

## カネボウ巨額粉飾事件 - 大型経済犯罪と会計・監査 -

キーワード：粉飾決算、不正監査、不正発見、監査人の交代制、監査報酬、監査コスト、品質管理レビュー、自主規制、公的規制、サーベンス・オクスリー法

主要記事：「朝日新聞」05年9月13日(夕刊)、「東京新聞」05年9月13日、「読売新聞」2005年7月30日、「日経新聞」05年9月13、14日 関連記事・雑誌：「朝日新聞」05年10月26日、「日経新聞」05年9月24日、『商事法務』2005年9月25日号、『アエラ』2005年10月3日号、『ハーバード・ビジネスレビュー』2005年10月号、『財界展望』2005年12月号。

### 共謀の4会計士逮捕

2005年9月13日、監査業界を揺るがすニュースが走った。東京地検特捜部がカネボウ粉飾事件に共謀したとして、中央青山監査法人の4人の会計士を逮捕(証券取引法違反)したニュースだ。「朝日新聞」05年9月13日(夕刊)は、カネボウ元社長(すでに7月30日逮捕起訴)と共謀して、02年および03年3月期の決算につきそれぞれ800億円を超える粉飾を知らず、有価証券報告書に偽造の記載をした疑いが強まったと報じている。

「東京新聞」は、すでに13日の朝刊で(12日の段階で)カネボウが経営難に陥る最大の要因になった主要取引先「興洋染織」(毛布メーカー)の調査報告書につき同監査法人のウソの報告(債務超過額を過小)を報じている。カネボウは最終的にこの会社に1000億円の支援を投じ、そのうち522億円が焦げ付くことで自主再建の断念に追い込まれた。となると、それが事実なら結果的だが、この泥沼支援による経営破綻に会計士が関与していたことになる。

### お目付役が悪代官と結託 - 不正の根絶は可能か -

逮捕翌日の社説は、「投資家への裏切りだ」(朝日)、「あってはならぬ不正の根は深い」(読売)、「会計士の信頼回復 道は遠い」(日経)などと題して会計士逮捕事件を取り上げた。そこでは、「お目付役が悪代官と結託して、悪事を隠したらどうなる。…悪代官を抱えていた藩はお取りつぶし。お目付役は切腹ものだろう」(朝日)、「公認会計士が粉飾の指南をしていたという。企業会計の番人にあるまじき事態である」(読売)などと、手厳しく批判している。監査業界にすれば「結託」とか「指南」という表現は言い過ぎに映るかもしれないが、世間の感覚からすれば決して誇張でもないだろう。

14日の「日経新聞」は過去の会計士の主な逮捕・処分例を示している。三田工業(1998年、99年大蔵省が会計士を登録抹消)、ヤオハンジャパン(2000年)、フットワークエクスプレス(2002年、瑞穂監査法人1年の業務停止)、足利銀行(2004年、05年中央青山監査法人に戒告)などであるが、こうした“犯歴”をみると事件が起こるたびに不正の根絶をと言いながら、それが本当に可

能なのか疑ってみたくなる。今、焦点は「切腹」のお沙汰がでるのか、業界は戦々恐々としながら金融庁の出方を見守っている感がある。だが、本当の焦点は不正の根絶は可能かという点にある。

### 監査法人の巨大化 - “ 既得権付き ” 連合体? -

ここに多くの会計士が買って行ったという『財界展望』(12月号)という雑誌がある。そこには「中央青山と監査企業796社の命運」、「金融庁『厳罰処分』の大パニック」、「中央青山『お取り潰し』に脅えるクライアント企業」などと、いかにも買わせんかなの見出しが付いている。なかでも、司法(特捜部)からゲタをあずけられたかっこうの金融庁の決着の仕方が注目されるが、ウソかマコトか、金融庁の関係筋からの話として「大きすぎるものは潰せない」(25頁)あるいは「業務停止とそれ以上の効果があって、なおかつ解散はしないで済む方法を金融庁は考えているのでは」(特に来春の会社法施行に伴う商法特例法の廃止とのからみ)といったことが噂されているようだ。

ここでは、特に、合併と分裂で誕生した4大監査法人の巨大化の過程をふまえておくことが重要だろう。というのも、それは今回の事件と無関係でないからである。例えば中央青山監査法人のクライアントは、青山系、瑞穂系、伊東会計系、そして中央系に分類リストされているが、監査法人がそうしたグループの連合体(寄り合い所帯)であり、依然として各会計士の担当企業は「聖域であり既得権」(29頁)であるなら、そうした縦割り体質を抜本的に崩していかないかぎり「なれ合い」による不正は根絶できないだろう。

(ここに新聞記事を入れる)

### 癒着の構造 - 「なれ合い」はなぜ生じる -

不正監査が問題になるたびに、「監査に手心」、「企業との緊張関係欠く」、「企業に迎合」、「もたれ合い構図」などと、企業との「なれ合い」体質が指摘される。だが、いっこうになれ合いに幕を引くことはない。なぜだろう。

1つは、会計士にとって監査する企業は(自分が獲得した)お客さんという意識がある。「会計士にとって、大企業を担当することは、監査法人内での高い地位や名誉、強い発言力を得ることにつながる」(「朝日」2005年10月26日)わけだ。だが、監査人の交代制の導入が徹底されれば、こうしたお客様意識はなくなってくるだろう。カネボウ事件をうけて交代の7年ルールが5年ルールに短縮されるが(2007年3月期から)、事が起きないと徹底できない自主規制の脆弱さを逆に露呈している。ちなみに、カネボウの監査は、前身の中央監査法人時代から30年間続いており、逮捕された主任会計士は12年間連続して担当していたという。

監査人の交代制は、監査法人内の会計士からさらに進んで法人自体の交代制までいけば、自分が獲得したお客という意識はいっそう希薄なものになるし、何よりもやがて交代する他の監査法人の眼を意識するだろうからその心理的牽制は大きいだろう。業界がここまで自主規制できればいいものだが、反発も大きいだろう。仮に監査法人のローテーション制が導入されれば、監査法人の

売上高ランキングも意味のないものになるし、お客の獲得競争でダンピングする醜態もなくなるだろう。ちなみに、国立大学法人の外部監査では、4大監査法人がその獲得をめくって常識外の安値で請け負ったといわれている。これが監査業界の実態なら、その公的性格からして何ともいただけない話だ。時事会計 No. 6「エンロン問題と米企業会計への不信」では、「監査はビジネスか」と問うたが、まさに「交代制の導入は、監査業務が純然たるビジネスでないことをあらためて知らしめる」ことになるだろう。

### 監査を受ける会社が報酬を支払う“常識” - タブー視される面 -

もう一つは、業界では当然のごとく扱われているが、監査を受ける会社が監査報酬を支払うという点だ。先の監査会社はお客様という意識と通じており、監査会社は高額な報酬を支払う得意先というわけだ。「監査費用というお金を貰いながら痛くも痒くもない腹を探って耳の痛い意見を申し渡すということに、素朴な違和感を覚えるのは吾人だけではあるまい」(『商事法務』9月25日号)などといわれるように、世間の常識からすればちょっと首をかしげる点だが、ある種タブー視されているともいえる。

ちなみに、『アエラ』10月3日号には、主要顧客企業が中央青山に支払った報酬額のリストが載っている。例えば、監査報酬だけで、UFJホールディングス16億3800万、トヨタ8億5900万、NTT7億5300万、ソニー4億などである。監査報酬の平均が1企業当たりおよそ2000万円だといわれているので、これらがいかに飛び抜けた上得意先であるかがわかるだろう。

「日経新聞」9月24日の社説は全面を「信頼できる会計制度の確立のために」と題して論評しているが、そのなかで「監査法人の選定や報酬の支払いを監査対象の企業以外に移せば、会計士の独立性を高められるという議論もある。検討に値する課題だが、税金で賄う場合は行政や政治からの独立が問題になり…」と述べている。税金で賄うと会計士は国税査察官のような国家公務員となり、市場経済の担い手である監査業界の私的自治のあり方となじまない。だが、行政(金融庁)や政治からの独立性という点でいうなら、今の制度でもその独立性は必ずしも維持されているわけではないし、何とんでもそのまえに監査会社(経営者)からの独立性が問題なのである。

それはともかく、報酬の支払いを監査対象の企業以外に移すのは税金の他に方法がないわけではない。自主規制であるかぎり、その規制団体(例えば日本公認会計士協会)が監査報酬をプールするという方法だ。実は、これは筆者が30年も前になるが監査業務に携わっていたころから言われていたことである。だが、交代制もそうだったが、事件が遠のくといつのまにか立ち消えになる。その交代制は今回の事件で5年ルールという厳しい自主規制が実施されるようになる。交代制は監査人の選定を経営者から分離させる方法(例えば監査役や監査委員会)と相まって、ヒトの面での癒着はかなり解消できそうだ。

だが、カネの面はタブー視されているように、なかなか難しい面がある。しかし、人的な(ヒトの面の)癒着からの脱却は、カネの面におのずと繋がってくるように思える。少なくとも、ダンピングでなりふりかまわず顧客獲得競争に走るような業界になり下がってほしくない。それを続けて

いけば、このタブーの議論も浮上してくるといえるだろう。

### **善意の会計士がなぜ - 不正監査の心理学 -**

監査論の教科書では、監査の生命線は監査人の「精神的独立性」だと教える。このあいまいな概念が問題だ。きわめて高潔な会計士ならともかく、会計士に精神的独立性とか倫理を強調するだけで不正がなくなるほど事は単純でない。そのことは、過去の一連の事件が物語っている。そうであるからこそ、監査人の交代制やタブー視される報酬支払いのあり方があらためて議論されるのである。だが、より厳しい制度規制や罰則強化だけでうまくいくか、これが問題だ。

ここに筆者の友人の会計士が身につまされたと言う論文がある。『ハーバード・ビジネスレビュー』（2005年10月号）に掲載された「善意の会計士が不正監査を犯す理由」と題する論文である。原文は2002年11月号に掲載されたもので、「サーベンス・オクスリー法（SOX法）」（2002年7月）が成立した直後のものである（サーベンス・オクスリー法については時事会計 No.23「米企業改革法と会計・監査」を参照）。これは経営組織論や意思決定論を専門にする研究者による、実験経済学的手法を用いたいかにもアメリカ的な論文だが、「監査業務は自己奉仕的バイアスの温床である」というように、会計士個人の心理学的な無意識的傾向に焦点を当てている点がミソだ。ちなみにそこでいう「自己奉仕的バイアス」については、心理学の実験で証明されているとして、いくつかのケースを紹介しているので、関心のある読者はそれをみられたい。

その主張するところは、「企業監査に潜むより深刻で大きな問題は、現在の慣習を見る限り、無意識下のバイアスに対し無防備であるということだろう。…意図的な不正行為とは異なり、無意識下に潜むバイアスは禁固刑をいくら長くしようと予防することはできない。バイアスを完全に排除する、もしくは少なくともその影響を緩和するには、監査法人やクライアントのワーキング・スタイルを抜本的に改革する必要がある。アメリカ産業界における監査制度への信頼を本当に回復したいのならば、SOX法だけではまったく足りない。バイアスの存在を認め、その悪影響を緩和するような慣習や制度を実現化させる必要がある」（92頁）というものである。

あの厳しすぎるといわれるSOX法ですら「まったく足りない」と言うのだから、それが本当かどうか監査人はその心理学的バイアスなるものをわが身にあてはめて確かめてみればよい。ここで重要なのは、「無意識下のバイアスに対し無防備」という点、とりわけまずその「バイアスの存在を認める」という点だろう。その点でいえば、教科書的な「精神的独立性」という監査のかなめは、そもそも存在しないか、きわめて脆弱なものといえる。

ところでカネボウ事件で逮捕された主任会計士は、新聞で「結託」とか「共謀」といわれるイメージのきわめて特殊な会計士であったとは思われない。実際、この会計士と親しい筆者の友人たちは、口をそろえて新聞で報道されるような人物でないとやっている。つまり、ここでいうところの「善意の会計士」なのだ。だが、善意であるがゆえに、その問題性が大きいといえる。重要なのは、この論文の視点からすれば、「肝心なことは、自己奉仕的バイアスを生み出す誘因を排除すること」（98頁）であり、その誘因の最大のものがクライアントとの関係なのである。今回の事件はこの関

係における自主(身内の)規制の徹底やそのあり方が(身内であるがゆえに)いかに難しいか - 例えば自主規制機能の柱という公認会計士協会の「品質管理レビュー」も、公認会計士・監査審査会の二重チェック機能も有効に果たされていない -、その限界をあらためて見せつけたといえる。

### 公と私のはざま - ジレンマ -

監査人の交代制や報酬のあり方の議論は、一般的に言えば、監査業界の私的性格と公的性格のある種のジレンマにかかっていると見える。監査業務が今後これまでの財務諸表の適正性から不正発見に重点を移してくると(業務内容の変容)、その感はますます強まりそうだ。会計士がある種検察官のような仕事も担わされるようになる一方で、その立場は(強制調査権ももたない)民間の一監査人なのである。

先の論文において「監査法人とクライアントの関係をより明確に分離し、さらにバイアスを減らすことのできるシステムを実現するには、政府に監査機能を任せるといったアプローチが必要だろう」と述べながら、他方で「しかし、このようなアプローチでは、解決しようとしている問題と同じくらい深刻な問題が発生しかねない」(99頁)と言うあたりは、私的(自主)規制と公的規制とのジレンマがみえる。

他方、監査される企業側では誰が監査を担当しても同じで、監査コストを可能な限り低くするという意識(私的論理)が強い。そこには、資本市場の重要な担い手であるという公的な意識は薄い。ここにも、不正発見の監査、内部統制の監査というあらたな監査コストを負担してでも資本市場の信頼性に応えるという公的意識とのズレがある。そもそも不正監査もさることながら、そのまえに第一義的な責任は経営者の不正会計にあることは指摘しておかねばならない。むろん、そのことをもって、監査人が「運悪く悪いお客をもってしまった」などと言えないことはいうまでもない。

こうして監査人とクライアントとの関係をめぐる議論をつきつめていくと、監査業界が市場経済にその基礎に据えていることから政治や行政から独立した存在であるべきだという面と、他方で後を絶たない不正事件が物語るように身内での自主規制の限界との“矛盾”がある。この点は、逆の意味で、りそな銀行のケースではなぜ厳格監査が断行されたかをみればよい。すでに時事会計 No. 19「りそなショックと厳正監査」で述べているのでそこをみられたいが、ここでは銀行というより公的な会社であった点、したがって政府(竹中プラン)および行政(金融庁)の後押しがあった点(その点では、先に述べたように政府や行政から必ずしも独立しているわけではない)そして何よりも自分(監査人)を守ることと厳格監査の断行とが(利害が)一致していた点をあげておきたい。だが、そこでの「厳格監査 なれ合いに幕」(「朝日新聞」2003年5月13日)もむなしく、今回のカネボウ事件は「幕」とはいかなかったわけである。

いずれにせよ、今日の監査業界は、こうした相次ぐ不正監査事件を受けて、これまでのクライアント(お客)志向から本来の証券市場を見据えた市場志向へ移行していく、その過程(はざま)にあるといえるかもしれない。

(2005年11月)